



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- | | |
|--|---------|
| 47 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙と和歌山県知事選挙の同時執行 | 1 |
| 48 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙と和歌山県知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序 | 1 |
| 49 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 | 1 |
| 50 投票用紙の様式 | 2 |
| 51 選挙長にする届出等の受理場所 | 2 |
| 52 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等 | 3 |
| 53 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等 | 3 |
| 54 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙の選挙会の場所等 | 3 |
| 55 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 | 3 |

○ 選挙長告示

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 | 4 |
|------------------------|---------|

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項及び第119条第1項の規定により、和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙を令和7年6月1日に和歌山県知事選挙と同時に行う。

なお、選挙すべき議員の数は、1人である。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

令和7年6月1日執行の和歌山県知事選挙及び和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

- (1) 和歌山県知事選挙の投票
- (2) 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙の投票

2 開票を同時に行わない場合の開票の順序

- (1) 和歌山県知事選挙の開票
- (2) 和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙の開票

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住

所及び氏名を次のとおり告示する。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

区分	氏名	住所
選挙長	楠木章平	和歌山県有田市
選挙長職務代理者	伏木一郎	和歌山県御坊市

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

こうほしやしめい
候補者氏名

ちゅうい
(注意)

二 候補者でない者の氏名は、欄内に一人書くこと。

令和七年執行
和歌山県議会議員補欠選挙投票

和歌山県
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

ちゅうい
(注意)

二 候補者でない者の氏名は、欄内に一人書くこと。

点字投票
令和七年執行
和歌山県議会議員補欠選挙投票

和歌山県
選挙管理
委員会印

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、あさぎ色（水色）とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

日高振興局2階地域づくり部

（令和7年5月23日については、日高振興局別館2階大会議室）

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第2条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

- 1 紙面 おおむね縦11センチメートル、横23.5センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第4条第2項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

- 1 場所 日高振興局別館2階大会議室
- 2 日時 令和7年5月23日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

- 1 場所 日高振興局別館2階大会議室
- 2 日時 令和7年6月3日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和7年5月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

5,017,000円

選挙長告示

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

令和7年6月1日執行の和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和7年5月23日

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙
選挙長 楠 木 章 平

- 1 場所 日高振興局別館2階大会議室
- 2 日時 令和7年5月30日 午前11時